



- 六三 同外八件(本島百合子君紹介)(第六九七号)
- 六四 同(伊藤卯四郎君紹介)(第八二七号)
- 六五 同外二十六件(本島百合子君紹介)(第八二八号)
- 六六 治山事業新五箇年計画樹立に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第七七七号)
- 六七 林道工事による財産の侵害救済に関する請願(石田有全君紹介)(第八九〇号)
- 六八 消費者米価引き上げ反対に関する請願(山花秀雄君紹介)(第九二二号)
- 六九 食料品総合小売市場管理法案反対に関する請願(中野四郎君紹介)(第一〇四五号)
- 七〇 香川県多度津町桜川地区の洪水防除事業に関する請願(福田繁芳君紹介)(第一〇四七号)
- 七一 消費者米価引き上げ反対に関する請願外一名(林百郎君紹介)(第一〇七三三三)
- 七二 同(加藤進君紹介)(第一〇七四四)
- 七三 国有林野下特別措置法の早期制定に関する請願外九十五件(坂村吉正君外三名紹介)(第一一七九号)
- 七四 果樹農業保護に関する請願(淡谷悠蔵君紹介)(第一一八〇号)
- 七五 同(松平忠久君紹介)(第一五七七七号)
- 七六 消費者米価引き上げ反対等に関する請願外四件(片島港君紹介)(第一一八一号)
- 七七 消費者米価引き上げ反対に関する請願(小平忠君紹介)(第一二二六号)
- 七八 生産者米価算定方式の確立に関する請願(小山長規君紹介)(第一二二七号)
- 七九 果樹農業保護に関する請願(米内山義一郎君紹介)(第一二七八号)
- 八〇 国有林野解放特別法の早期制定に関する請願(伊東正義君紹介)(第一二二九号)
- 八一 同(大久保武雄君紹介)(第一七三〇号)
- 八二 同外一件(亀岡高夫君紹介)(第一七三二二号)

- 八三 同(野田武夫君紹介)(第一七三三三)
- 八四 同(保科善四郎君紹介)(第一七三三三)
- 八五 同(坂本泰良君紹介)(第一九八〇号)
- 八六 家畜共済制度の早期改正等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一七三九号)
- 八七 鳥取県の沿岸漁業構造改善地域指定に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一七四〇号)

○高見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び芳賀貢君外十八名提出にかかる天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、前会に引き続き議事を進めます。

それでは採決に入ります。

まず、芳賀貢君外十八名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、内閣提出にかかる天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高見委員長 この際、本名武君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。本名武君。

○本名委員 私は、ただいま可決されました内閣提出の天災融資法の一部改正案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案により附帯決議を付したいと思ひ、ここに提案者を代表して趣旨説明を行ないます。

案文はお手元に配付してございますので、まず朗読いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、速やかに左記各項の実現を図るべきである。

一、本法施行と同時に本年七月一日以降の天災及びこれによる災害に対する融資枠を実情に見合ふよう増額すること。

二、次期通常国会において貸付金利、償還期限等の貸付条件の改善を含む制度の抜本改正を行なうとともに、この場合において改正規定が本年七月一日以降の天災及びこれによる災害に対しても適宜適用できるよう併せ考慮すること。

右決議する

昭和三十九年十二月十八日

次に、趣旨について簡単に御説明申し上げます。すでに本院におきましては、当委員会並びに災害対策特別委員会において、今日まで十分に議論が行なわれてまいりました。また政府としても、国会の意見をくみつつ対策に万全を期してこれたのであります。ただいま可決された改正案も、政府の災害対策の一端にならぬものと思われ、この際、当面の措置としてやむを得ざるものとして、本決議案を提案したわけでございます。そこで、本決議案の趣旨にのっとりて政府は万全の措置を講ぜられんことを望む次第でございます。

右、簡単に提案趣旨の説明を申し上げます。

○高見委員長 おはかりいたします。

本名武君外二名提出の動議のとおり決するに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、本附帯決議について、赤城農林大臣の所信を求めます。赤城農林大臣。

○赤城国務大臣 ただいま政府提出にかかる天災融資法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたが、本委員会の附帯決議の御趣旨を尊重して処理いたします所存であります。

○高見委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高見委員長 次に、諸議の審査を行ないます。今国会において当委員会に付託になりました諸議は全部で八十七件であります。

これより日程第一から第八七までの各諸議を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についておはかりをいたします。

各諸議の内容につきましては、諸議文書表等により御承知のことと存じますし、さらに先刻理事會におきまして慎重に御検討をいただきましたので、この際、各諸議について紹介議員の説明等は省略をいたし、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本日の諸議日程中、日程第一ないし第五、第七ないし第十六、第一八、第二四ないし第三一、第六六、第七〇、第八六及び第八七の各諸議は、い

ずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高見委員長 なお、本日まで本委員会に参考送付せられました陳情書は、肉用牛の生産基盤及び価格対策確立に関する陳情書外百二件であります。

右、念のため御報告いたしておきます。

○高見委員長 閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

すなわち、湯山勇君外二十名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案、小平忠君外一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案及び芳賀貢君外十一名提出、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案並びに農林水産業の振興に関する件、農林水産物に関する件、農林水産業団体に關する件、農林水産金融に関する件、農業災害補償制度に関する件、右各件につきまして、閉会中もなお審査を行ないたい旨議長に対し申し出たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

昭和三十九年十二月二十二日印刷

昭和三十九年十二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局